

近江八幡市公共下水道使用料

令和元年10月1日施行

1ヶ月につき(税込み)

(消費税 10%込み)

排水区分	排水量ランク	料 金	備 考
一般排水	10 m ³ まで(基本料金)	1,414.60 円	
	11 m ³ ~ 15 m ³	137.50 円/m ³	1m ³ につき
	16 m ³ ~ 25 m ³	150.70 円/m ³	〃
	26 m ³ ~ 50 m ³	160.60 円/m ³	〃
	51 m ³ ~ 100 m ³	173.80 円/m ³	〃
	101 m ³ ~ 200 m ³	183.70 円/m ³	〃
	201 m ³ ~	196.90 円/m ³	〃
特定排水	751 m ³ ~	231.00 円/m ³	〃
公衆浴場 排 水	300 m ³ まで	11,000.00 円	
	301 m ³ ~	85.80 円/m ³	1m ³ につき

●使用料の計算例

使用料は、基本料金と超過料金で算定します。

1ヶ月に35m³ ご使用の場合

10m ³ まで	基本料	1,414.60 円
10m ³ を超え、15m ³ まで	137.50円 × 5m ³	687.50 円
15m ³ を超え、25m ³ まで	150.70円 × 10m ³	1,507.00 円
25m ³ を超え、50m ³ まで	160.60円 × 10m ³	1,606.00 円
合計		5,215.10 円

* 使用料は、上記の表で算定した額(1円未満切り捨て)になります。

請求額 5,215 円

- * 水道水のみをご使用の場合は、上水道使用量を排水量とします。
- * 水道以外(井戸水等)のみのご使用の場合は、世帯構成員一人につき1ヶ月8m³で算定されます。
- * 井戸水をご使用のお宅については、使用人数で換算をしているため、使用人数の異動があった場合は速やかに変更届を上下水道課までご提出下さい。
- * 上水道と井戸水等を併用してご使用の場合は、それぞれを比較して、多い方の水量を下水道の使用量とします。

●料金についてのお問い合わせは

近江八幡市水道事業所 上下水道課 電話 0748-33-1661(代表)
 FAX 0748-33-1933